

## 大谷地区集落排水処理施設について

### 1 使用料及び休止間の排水設備維持管理料（消費税込み）

令和2年5月1日～適用

区 分	基本料金（1カ月につき）		超過料金 （1 m <sup>3</sup> につき）
	水 量	料 金	
一 般 用	5 m <sup>3</sup> まで	1, 6 5 0 円	—
	1 0 m <sup>3</sup> まで	1, 9 2 5 円	2 0 9 円
区公民館等	1 0 m <sup>3</sup> まで	1, 0 4 5 円	2 0 9 円
休止間の排水設備 維持管理料	—	4 4 0 円	—

※基本水量を超えた分につきましては、超過料金が発生します。

### 2 新規加入金（消費税込み）

一口 2 5 3, 0 0 0 円